

木津川市高速通信回線整備事業仕様書

1 事業概要

木津川市(以下、本市)山城町椿井地域の一部地域においては、通信事業者による超高速ブロードバンドサービスが提供されておらず、情報通信格差(デジタルデバイド)が問題となっている。

この問題を解消するために、本事業にて、民間の通信事業者に整備委託を行うことで、本市山城町椿井地域への超高速通信サービスである超高速ブロードバンドサービスを整備することを目的とする。

2 整備エリア

No.	地域名	世帯数	備考
①	木津川市山城町椿井三階	2～3	J R奈良線東側
②	木津川市山城町椿井西垣内	1	J R奈良線東側
③	木津川市山城町椿井松尾崎	約15	J R奈良線東側
④	木津川市山城町椿井天敷堂	1	J R奈良線東側

令和4年7月8日現在

※上記表は加入世帯予定数ではない。

3 委託金額等

(1) 委託金額

上限 44,000 千円

(2) 委託対象経費

別表に掲げるもの

4 事業期間及び整備条件

(1) 事業期間

事業者決定日から令和5年3月31日までの間

(2) 整備条件

木津川市において、超高速ブロードバンドの未整備地域をなくし、どの地域からでも光ファイバによるインターネットサービスが利用できる環境を整備し、サービスを提供すること。

(3) その他

整備後に提供するサービス内容については、整備事業者サービス提供エリアと同等のサービスを提供すること。

5 基本要件

(1) 整備する通信機器は、高品質、高信頼、高セキュリティ性能の要件を備えた回線であること。

(2) 本事業において、サービス利用者が事業者の需要計画数に満たない場合においても、安定的かつ継続的なサービス提供が可能であること。

(3) 計画予定を超える利用希望による設備の増設については、事業者負担にて実施すること。

- (4) 本サービスは継続して提供することとし、事業者判断により本サービスを停止しないこと。(ただし、新サービス移行に伴うサービス停止は除く)

6 サービス仕様

サービスの対象地域は、2で示す整備エリア内で利用可能であること。

(1) 超高速ブロードバンドサービス(インターネット接続)

- ①一戸建住宅及び集合住宅いずれへもサービス提供できること。
- ②一戸建て住宅における月額料金については、定額制メニューが提供できること。
但し、定額制メニュー以外に提供メニューがある場合は、具体的な提供メニューを記載すること。
- ③集合住宅においては、集合住宅の加入数に応じた月額料金メニューを提供できること。
- ④ F T T Hベストエフォート型 1 Gbps 以上のサービスを提供できること。
但し、複数の速度サービスを提供可能な場合は、具体的な速度メニューを記載すること。
- ⑤インターネットサービスプロバイダーの選択が可能な場合は、具体的なインターネットサービスプロバイダー名やその数を記載すること。

(2) I P 電話サービス

- ①現在利用中の電話番号を変更せずに利用できる I P 電話であること。
- ②現在利用中の電話に関する付加サービスを概ね利用可能であること。
- ③複数チャンネルの I P 電話サービスを提供できる場合は、具体的な利用可能チャンネル数を記載すること。

(3) IPv6 対応

I P アドレス枯渇問題や将来的な拡張性を考慮し、将来的に IPv6 に対応ができること。

(4) セキュリティサービス

外部からのコンピュータ・ウイルスの進入防止と感染時の駆除、スパイウェアやフィッシング詐欺対策等に対応したセキュリティ機能を有していること。

(5) 法人向けサービス

- ①日本国内の各拠点を接続するための V P N (Virtual Private Network) サービスが提供できること。
- ② I P 電話が利用できること。
- ③その他有益なサービスが提供可能な場合は具体的な提供メニューを記載すること。

(6) 放送サービス

地上放送と B S 放送、 C S 放送が受信できるサービスを提供可能であること。

(7) サービス開始時期

整備後は、事前にサービスの申し込みがあった全ての世帯及び事業所に対し、原則として 2 ヶ月以内にサービスを提供すること。

(8) その他サービス提供可能なものを提案すること。

7 運用保守・サポート

(1) 受付体制

- ①サービスの申し込みは、地域住民が平日のみならず土日祝日にも申し込みが可能であること。
- ②故障時の電話問い合わせ先を各加入者へサービス提供時に明示すること。

(2) 工事費および月額利用料

引込・宅内工事費および月額利用料について、住民に直接請求すること。

(3) 保守・サポート

- ①各サービスに関する問合せ等に、サポートセンター等を設置し対応できること。

- ②故障受付については、24時間365日の対応が可能であること。
- ③災害時の復旧について速やかに対応可能であること。また、大規模災害にも対応できる体制が整っていること。
- ④対象地域近隣に保守拠点があり、サービス利用者宅へ迅速に駆け付けられる体制が整っていること。

8 整備エリア内居住者向け説明会

市は、整備事業者と協力し、整備エリア内に居住する市民に対して、本事業が円滑に完了するための説明会を開催する。

整備事業者は、加入手続きやサービス内容、料金体系等についての説明会を開催すること。

9 サービスの継続

今回の事業によってサービスの提供を開始した後、本サービスは継続して提供することとし、整備事業者の都合により当該地域でのサービス提供を停止しないこと。(ただし、新サービス移行、技術向上等に伴う設備維持作業等によるサービス一時停止は除く。)

10 設備設置環境に関する事項

- (1) 装置類については、堅牢かつセキュリティの保たれた場所へ設置すること。
- (2) 停電発生から3時間以上対応できるバックアップ電源を確保していること。

11 情報セキュリティに関する事項

- (1) 個人情報の扱いについて利用者別の権限や不正利用の利用履歴を管理していること
- (2) 従業員及び委託先を含めた関係者に対する研修を行っていること。

12 環境負荷に関する事項

- (1) 使用する機器、材料について、環境負荷の少ない材料を使用すること。
- (2) サービス提供事業者全体として、環境負荷軽減への取組みを実施していること。

13 その他

本事業の趣旨は本市において超高速ブロードバンドサービスを提供することであるため、設備に関する詳細な仕様は特に定めず、「6 サービス仕様」に記載された要求を実現できる設備であること。要求が実現できない場合は、企画提案書にその旨を記載すること。

尚、本事業において鉄道路線を跨ぐ工事を伴う場合には、鉄道会社との協議の上、工事方法等を決定すること。

別表

別表委託対象経費	内容
<p>サービスを提供するために必要となる施設のうち、センター施設から分岐装置等(加入者宅への引込線の直前に設置するもの)までの加入者系伝送路の施設整備に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・局舎設備類 ・局内装置類 ・電力、空調装置類 ・光ファイバーケーブル類 ・その他サービスを提供するために必要なもの